

豊橋市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和5年4月28日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	田中敏一
同	山本賢太郎

定例監査の結果について

第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業

(1) 財務部

〔 資産経営課、市民税課、資産税課 〕

(2) 市民協創部

〔 市民協働推進課、市民課 〕

D X (デジタルトランスフォーメーション) に関連する事務事業

財務部、市民協創部、会計課、議会事務局の全課室

第2 監査の期間

令和5年2月1日～令和5年4月7日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、対象となった各課（工事担当課を含む。）に対し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務、所管する個別の事務事業及び対象部局の全課に共通するD Xに関連する事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、

適正かつ効率的に行われているか、また、経済性が発揮されているかどうかに主眼をおいで監査を実施した。

第4 監査の結果

各課所管の事務処理について、抽出した予算執行事務及び事務事業並びに施設・設備の維持管理状況を監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり改善又は留意すべき事項が見受けられた。

市民協創部

《市民協働推進課》

指摘事項

1 契約事務について

豊橋市民センター屋内消火栓設備修繕業務の契約において、故障のため至急修繕が必要であるとの理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を根拠に一者随意契約をしているが、令和3年5月24日付け契約検査課長通知「一者随意契約に関する留意事項」に従い、適正な契約事務をされたい。

また、契約相手は、指定管理者から委託された設備点検業者ではあるが、管工事専門業者として市に登録されていないので、修繕業務の品質確保の観点から、修繕内容に適した市の登録業者と契約を締結されたい。

2 施設管理について

豊橋市民センターの指定管理者と締結している「管理に関する協定書」の維持管理業務の一部の仕様書において、市が管理者であるかのような「発注者・受託者」の記載があった。これは、直営の際の仕様書を修正せずそのまま使用しているものであることから、維持管理業務の仕様書の見直しをされたい。

また、自家用電気工作物保安管理業務は、仕様書で再委託禁止が規定されているにもかかわらず、指定管理者から委託を受けた受託者が再委託している状況であり、産業保安監督部への外部委託承認申請がなされていなかった。更に、連絡責任者の通知、保安業務担当者の通知、適正な測定器で実施されていることなど、仕様書に定められている業務が履行されていることを確認できる書類がなかったため、規定されている業務の適正な履行を現地においても確認するとともに、指定管理者を指導されたい。

《市民課》

意見

1 委託業務について

マイナンバーカード出張申請受付等委託業務において、仕様書で業務終了時間を午後4時と明記しているが、口頭での協議を行い午後4時以降も延長して申請受付を行っているため、業務延長に係る協議を記録として残すよう適切な事務処理に努められたい。

また、運営マニュアルに各担当の配置人員及び配置時間が記載されていないなど仕様書の内容が実施されていない事例が散見されたため、契約内容の履行確認について適切な事

務の執行に努められたい。